



INDEX

- 第一章 コロナ禍中で とりとめもないですが
- 第二章 GST 照合フォーム「GSTR-2A」について



Chapter.01

第一章 コロナ禍中で とりとめもないですが

世界における首都圏の基準では、東京圏（1都3県）の人口は約37.5百万人で、全世界の首都圏の中でも最多です。2位がインドのデリー圏で約28.5百万人ですから、断然トップというわけです。日本の人口自体はインドの10分の1にも満たないことを考えると、日本の首都圏は、国土の約3.6%にすぎない地域に全人口の約30%が集まっているというとんでもない一極集中状態にあることがわかります。首都圏整備法による日本独自の定義によれば1都7県が首都圏となり、人口は実に国の約40%にのびます。これでは、インドにいてもスマホ画面に毎日のように飛び込んでくる日本の新型コロナ速報が、だいたい「東京都で〇〇人新規感染・3日連続で▲▲人超え」などという表現になっていることや、それを見た我々が、「おー日本も怖いなあ（東京も、ではなく）」とってしまうことも、当然かもしれません。ここで思いを馳せなければならないことは、少子高齢化の深刻化や若年自殺死亡率の高止まりなどの日本の社会問題の多くは、「実は東京圏で起こっている社会問題」なのではないかということです。

先月（2020年7月5日）に東京都知事選が行われましたが、すでに開催の一年延期が発表されている東京五輪が、前代未聞の同一都市2度目の中止（一度目は1940年：日中戦争に起因する自主返上）となってしまうのか、など、今後もしろんな意味で東京は世界の注目の的となるはずです。

東京五輪といえば、今回の招致を開始したのは、前任の石原慎太郎都知事でした。彼は、それこそ東京都を変えることによって日本が変わっていくのだという大仮説の下、数々の都政改革を試みてきました。

大学時代に公認会計士を志した時期もあったせいかはわかりませんが、その実績の一つには、東京都財政の会計基準を単式簿記から複式簿記に変えたというものがあります。その頃の彼の発言がとても面白いですね。「じゃあ、国は何で発生主義、複式簿記を採用して、財政を見直さないんだね？いまだに（江戸商人の）大福帳にも及ばない財政管理をやっているのは、先進国では一つもないし、しいて挙げれば北朝鮮かパプアニューギニアくらいのもんだ。」。。中央官僚を目の敵にしていましたね、この方。

ちなみに、日本国が本当にいわゆる現金主義と複式簿記で国家財政を管理しているかということ、そういうわけではなく、各省庁別財務書類ではしっかり発生主義と複式簿記が採用されており、それらを吸い上げて作成される国家の財務諸表も 2005 年度から財務省が開示しています。しかしながら、国会で議決される予算書と、提出される決算書がいまだに単式簿記的なので、ことあるごとに国の予算統制の在り方に疑問が投げかけられてしまうのも無理はありません。

それでは、インドはどうでしょう。公表されている中央政府の決算報告は、いわゆる貸借対照表の形にはなってはいないものの、れっきとした複式簿記の結果である年度ごとの資産、負債、税収入と支出の開示が 20 年以上続けられています。そんなに小難しい表ではなく、眺めていけば「日本に比べて国債の発行が意外に少ないな」とか、「GST 導入年後、税収は増えているんだな」などとわかってきて、結構面白いと思います。一方、純粋な疑問も生まれてきます。例えば、インド中央政府が 2020 年からの 5 年間で 100 兆ルピーのインフラ投資を目標に掲げていることは知っていたものの、最新の公表決算報告（2018 年度）に載っているインド中央政府の収入（主に税金）が 18.1 兆ルピーであることを考えると、どうも実現しそうに思えてきませんし、実際は国家保有資産の売却や、PPP（官民連携）によって、多大な不足分を補ってゆく考えがあるようですが、これも 2018 年度の決算報告をみると、国の保有資産としての公務サービスや教育・社会福祉サービス・そしてインフラ施設の簿価の総額は、約 4 兆ルピーにすぎず、いくら売却したところでインフラ 100 兆ルピー捻出の資源になるとは思えません。そこで、じゃあ別の資金源はなんだろう？と興味湧いてくるわけです（これについては 2020 年 7 月時点でも特に公表されていません）。暇つぶしに、みなさんの出身県や興味のある国が公表している決算書を眺めてみると何か新しい発見があるかもしれません。

Chapter.02 第二章 GST 照合フォーム「GSTR-2A」について

前回概要をご紹介した GSTR-2A 申告について、今回のニュースレターではフォームの各項目の内容と、実務上で注意すべき点を具体的な事例を基にご紹介します。

Ⅰ GSTR-2A フォームの各項目の内容

- 1. 自社の GST 番号 (GST Identification Number)
- 2. 自社名、対象年月
- 3. GST 登録事業者との仕入取引 (Inward supplies)

殆どの仕入取引は、仕入先が申告した GSTR-1 に基づき、この項目に自動的に反映される仕組みになっています。具体的には、仕入先の GST 番号、invoice 番号、invoice の日付、価格、GST 率、税抜価格、ITC (Input Tax Credit : 仕入税額控除) の金額などが表示されています。但し、リバースチャージ方式により GST を納税した場合には、この項目には表示されません。

- 4. リバースチャージ方式で GST を納税した、GST 登録事業者との仕入取引 (Inward supplies)

通常の取引では、事業者が顧客から GST を預かって政府へ納税しますが、事業者が GST の納税をできない場合（例えば、輸入取引において事業者がインド国外にいる場合など）にはインド国内の顧客側が事業者に代わって政府に GST を納税するリバースチャージメカニズム (Reverse Charge Mechanism : RCM) という仕組みが採用されています。

リバースチャージ方式で GST を納税した場合には、項目 3 ではなく項目 4 に表示されます。

■ 5. 対象会計年度中に受け取った Debit Note / Credit Note (修正も含む)

この項目では、仕入先から受け取った Debit Note や Credit Note の金額が表示されます。過去の GST 申告額に修正が入った場合にも、この項目に表示されます。

■ 6.GSTR-6 の申告内容

Input Service Distributor が GSTR-6 を申告した場合、この項目に表示されます。Input Service Distributor とは、各支社で購入した商品・サービスに対する invoice を一括で支払っている場合の本社を指します。Input Service Distributor の詳細は、NEWS LETTER VOL.7 GST 照合ホーム「GSTR-2A」の “ GSTR-6 : “Input Service Distributor” による申告” をご参照ください。

■ 7.GSTR-7 ・ GSTR-8 の申告内容

政府機関などが申告した GSTR-7、E-commerce 事業者が申告した GSTR-8 の申告内容がこちらの項目に表示されます。

■ GSTR-2A に関する補足

CGST 法 (Central Goods and Services Tax Rules, 2017) の Rule36, sub-rule(4) が 2019 年 10 月 9 日から施行され、仕入先の GSTR-1 申告が不完全で「ITC (仕入税額控除) のミスマッチ」が起きている場合でも一部の金額を ITC として利用することが可能となっています。これを「Provisional Credit」と呼びます。

Provisional Credit の金額は、GSTR-2A に表示されている金額の最大 10% まで (2019 年 12 月 31 日までは 20% でしたが、2020 年 1 月 1 日に 10% へ改定されました) と規定されています。

例えば、仕入先 A 社に対して 118,000 ルピー (取引価格 100,000 ルピー + GST18%) を支払った場合、支払った 18% の GST 部分 18,000 ルピーが ITC として帳簿に計上されます。もし、仕入先 A 社が当該取引の一部である 70,000 ルピー部分しか GSTR-1 にて申告を実施しなかった場合、その GST 部分である 12,600 ルピー (70,000 × 18%) しか GSTR-2A には表示されないこととなります (ITC のミスマッチ)。この場合、GSTR-2A に表示されている金額の 10% にあたる 1,260 ルピーを上限に Provisional Credit を追加利用することができます。

1. 仕入先 A 社に対する帳簿上の ITC	18,000
2. GSTR-2A に表示されている ITC	12,600
3. 追加利用できる Provisional Credit の上限	1,260
利用できる ITC 総額 (1) もしくは (2 + 3) のいずれか小さい方	13,860

■ 事例

ここからは GSTR-2A に関して注意すべき事例と、その予防策をご紹介します。

■ < 事例 1 : 取引先が正しく GSTR-1 の税額申告を実施してくれないケース >

日系企業 A 社は、毎月インド地場のサービスプロバイダー B 社の定額サービスを利用しており、B 社は、GST 法に従って A 社に対して毎月 GST インボイスを発行しています。A 社から B 社への支払額は毎月変わらず定額でしたので、A 社はときどき GSTR-2A を確認していませんでした。

ある月、A社がGSTR-3Bを申告したあとでGSTR-2Aを確認したところ、B社がGSTR-1の申告をしていなかったことに気がつきました。ITCのミスマッチが起こっている状況です。このようなGST申告時の入力税額にミスマッチが発生すると、日系企業A社にとっては仕入税額控除が利用できない（つまり、支払ったGSTがそのままコストになってしまう）状況となり得るため、それを回避するためには定額取引であっても毎月GSTR-3Bの申告時までGSTR-2Aを通じて申告内容を忘れずに事前に確認し、状況によっては取引先に対して期限までにGSTR-1の申告を正しく実施するよう継続的に要請していく必要があります。

■ < 事例2：取引先が誤って間違ったGST番号を申告してしまうケース >

日系企業C社はインド地場の部品メーカーD社から初めてある商品を購入しました。商品の納入後、D社はGST法に従って日系C社に対してGSTインボイスを発行しました。GSTR-1の期限後、C社がGSTR-2Aを確認しましたが、反映されているはずのITCが表示されていませんでした。

改めて確認したところ、D社から発行されたGSTインボイスに記載されたC社のGST番号が誤っていたことが発覚しました。このようなケースは、日系C社が自社のGST番号を取引先に誤って伝え間違えてしまったり、もしくは、正しく伝えたはずのGST番号を取引先が誤って認識・申告してしまうことにより発生します。C社はD社に連絡し、自社のGST番号が誤って申告されていることを伝え、GSTR-1申告の修正を依頼しました。初めての取引先にはGST番号を忘れずに伝えるようにし、伝えたGST番号が正しく反映されているかをGSTインボイスで確認する必要があります。

以上

執筆者紹介 About the writer



吉盛 真一郎

慶応義塾大学経済学部卒。日本・香港・スリランカ・インドにて、日系企業の経理・財務・総務業務に約14年従事。スリランカにてCSR業務から派生したソーシャルビジネスの起業実績もあり、経営者として管理業務実績を数多く積んでいる。2019年よりバンガロールを中心とした南アジアに強い会計・税務コンサルタントとして日系企業のインド進出を支援している。
(第一章 担当)



木内 達哉

東京大学経済学部卒。IT業界での営業職を経て、経営企画室にて予算管理や内部統制整備、法務コンプライアンス業務、また、財務経理部にて海外子会社の経理業務などを含む幅広い経営管理業務に約10年従事。2018年より南インドに移住し、インド会計・税務コンサルタントとして日系企業のインド進出を支援している。
(第二章 担当)

ニュースレターに関するご意見や、サービスに関するお問い合わせは下記よりご連絡ください。



Global Japan AAP Consulting Private Limited

吉盛：s.yoshimori@g-japan.com / 木内：t.kiuchi@g-japan.com

当PDFドキュメントの内容、テキスト、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。

また、NAVERまとめ等のまとめサイトへの引用を厳禁いたします。

Unauthorized copying and replication of the contents of this site, text and images are strictly prohibited.